

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越谷市

市町村名 (市町村コード)	越谷市 (11222)
地域名 (地域内農業集落名)	荻島・出羽地区(野島・小曽川・砂原・南荻島) (野島、小曽川、砂原一、砂原東、野合、中組、新田、根郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻作と畑作を実施しており、元荒川右岸に分布する畑地については、葉物野菜・ねぎなどの栽培やいちご観光農園を展開している。一方で、農業者の高齢化・後継者の不足や土地持ち非農家の増加などにより、農業従事者数は減少しており、担い手の確保や農地の適正利用が喫緊の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の担い手への集積、集約化を進めるとともに、必要に応じて、地域外から農地を利用する者を確保し、農地の保全・活用を図る。また、農地所有者から貸付の意向が生じた場合には、地域での話し合いにより、柔軟に対応していくなど、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等の担い手への農用地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の周知・啓発を図りつつ、具体的な活用方法については、今後引き続き検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画等の大規模な基盤整備については未定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業委員会、JA等の関係機関が連携し、認定農業者等の担い手に対し、営農環境の改善や相談対応などのサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--